**【せんば鎮守の杜芸術祭実行委員会規約】**

**設立趣旨**

地元出身者を主体としたせんば鎮守の杜芸術祭実行委員会（平成１７年４月１日設立）のもとに多数のボランティアが集い「大阪の中心部・通称『船場』の地から新しい文化・芸術を発信したい！」という思いを胸に平成１７年より活動開始。船場の氏神様として人々の心の拠り所である鎮守の杜、坐摩（いかすり）神社を舞台として毎年１０月に「せんば鎮守の杜芸術祭」を開催しております。この由緒ある船場で「縁創」（エンづくり）「人創」（ヒトづくり）「街創」（マチづくり）をめざして「船場deオペラ」をキャッチフレーズに活気ある街づくりを推進しています。

**第１章　総則**

第１条　本団体は、せんば鎮守の杜芸術祭実行委員会と称する。

第２条　本団体は、事務局を実行委員長の定めるところに置くものとし、当分の間坐摩神

社内（大阪市中央区久太郎町４丁目渡辺３号）に置く。

第３条　本団体の活動は、「船場の氏神様・坐摩神社を舞台としてせんば鎮守の杜芸術祭を

奉納し、音楽・芸術活動を通じて地域文化の向上に寄与し、活気ある街づくりを

推進する」ことを目的とする。

第４条　本団体は目的を達成するために次の行動を行なう。

　　　　１）定期的に実行委員会を開き、本団体を運営する。

　　　　２）ちらしを作成し配布、インターネットを活用し広報に努める。

　　　　３）出演団体への依頼、交渉を行なう。

　　　　４）活動のために各種助成金支援団体への依頼、協賛業者の募集、入場整理券の

　　　　　　販売を行なう。

**第２章　会員**

第５条　本団体の会員は、本団体の設立趣旨および目的に賛同して入会した個人および団

体とする。

第６条　本団体への入会・退会は実行委員長の承認を必要とする。

第７条　　本団体に名誉顧問・顧問を置くことができる。

第８条　　実行委員長は実行委員会に於いて、実行委員の中から１名選出する。

第９条　　実行委員長の任期は１年とする、但し再任を妨げない。

**第３章　会議**

第１０条　本団体に次の会議を置く。

実行委員会

第１１条　実行委員会に付議する事項は次のとおりとする。

　　　　　１）活動計画および予算決定に関する事項

　　　　　２）活動報告および決算報告に関する事項

　　　　　３）その他運営に関する重要な事項

第１２条　会議の議決は出席者の過半数を以て決する。

**第４章　会計**

第１３条　本団体の会計は入場整理券代・協賛金・各種助成金を以て充てる。

第１４条　会計年度に定めは無いが、当年の第１回実行委員会にて予算を作成し、芸術祭

　　　　　終了後の実行委員会において決算する。

**第章　附則**

第１５条　本規約は平成２８年３月２８日より施行する。